

※ 防犯カメラを設置する場合は、事業計画書、事業実績書に添付してください。

※ 全ての項目にチェック☑が入っていないと、原則補助対象になりません。

防犯カメラ設置チェックリスト

令和7年度洲本市未来投資推進事業で設置する防犯カメラについて、下記の要件を全て満たしていることを報告します。

団体名

代表者名

印

↓ 要件を満たしているか確認のうえ ☑ を入れてください

- ☐ 新規設置であること（設置済みの防犯カメラの交換や修理は対象外）。
- ☐ 公道等を撮影するものであること。
- ☐ マンション等の住宅、駐車場、事業所、神社、仏閣等の私有財産の管理に供せられる目的で撮影するものでないこと。
- ☐ 会館等の公有財産の管理に供せられる目的で撮影するものでないこと。
- ☐ 防犯カメラを設置する地域の合意が形成されていること。
- ☐ 防犯カメラを私有地に設置する場合にあっては、当該私有地の所有者等の承諾を得られていること。
- ☐ 以下の項目を含む管理運用規定が定められていること。
 - ア 管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務
 - イ 撮影していること及び設置者の名称の明示
 - ウ 記録した映像の保管方法・保管期間・保管期間終了後の消去方法
 - エ 記録した映像の利用・提供の制限
 - オ 苦情処理対応
 - カ その他防犯カメラの運用に関すること
- ☐ 防犯カメラ設置及び設置者の名称を明示する標識を掲出すること。
- ☐ 防犯カメラの機能要件が下記に掲げるものであること。

種別	機能要件
カメラ	a. 有効画素数が38万画素以上であること b. カラー画像であること c. 作動時間が1日24時間であること d. 夜間でも人物等が識別できる撮影機能があること e. 屋外用として使用できる防雨機能があること
レコーダー	f. 記録時間が1日24時間及び7日間以上であること g. 記録間隔が1秒間に4コマ以上であること h. 有効画素数が38万画素以上での記録ができること i. 外部記録媒体に画像が記録できる機能を有すること